

⇨ 配偶者に対する税額軽減の見直し

Q : 相続税の配偶者に対する税額軽減の見直しがされたそうですが、どのようになったのですか？

A : 配偶者が仮装隠蔽した相続財産にかかる税額は、配偶者控除としての適用がないこととされました。

【解説】

被相続人の配偶者が、相続又は遺贈により財産を取得した場合には、原則として、その相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る課税価格の合計額に配偶者の法定相続分を乗じた額(その額が1億6,000万円に満たないときは1億6,000万円)に対応する相続税額を配偶者の相続税額から控除することができます。これを配偶者に対する税額軽減といいます。この規定を悪用して、財産を仮装隠蔽するということが行われたことから、仮装隠蔽した財産を配偶者が取得した場合には、その財産は配偶者の課税価格に含めないこととされていました。

しかしながら、配偶者が仮装隠蔽財産を取得しない場合でも配偶者の税額が軽減される(相続税の総額が増加する結果、配偶者の税額控除の金額も増加する仕組みとなっている)ことから、配偶者が仮装隠蔽行為を行ったものについては、取得しようとして取得しまいと関係なく、仮装財産に係る相続税を負担するように見直しがされました。

